

平成 2 9 年 度

事 業 計 画 書

自 平成 2 9 年 4 月 1 日
至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

1. 法人本部	・・・	1	～	4
2. 和進館保育園	・・・	5	～	14
3. 和進館児童ホーム	・・・	15	～	20
4. 平田保育園	・・・	21	～	26
5. 平田豊生苑	・・・	27	～	38
6. 守山豊生苑	・・・	39	～	44
7. 収益事業	・・・			45

社会福祉法人 和進奉仕会

平成29年度 事業計画

社会福祉法人 和進奉仕会

平成29年4月、社会福祉法人制度は大きく変革されます。今回の社会福祉法人制度改革において求められている内容は、『ガバナンスの強化』、『事業運営の透明性の向上』、『財務規律の強化』等であり、措置制度を中心とする従来の考え方とは矛盾する点も多く、戸惑いを隠せません。しかしそれらは社会福祉法人に対し、社会保障を支える存在として、期待が大きいからこそ求められる内容であると認識し、真摯に改革に取り組んでいきます。

法人として存続する為には、『社会の公器』としての自覚に基づき、必要とされる存在で在り続けなければならない事は、株式会社も社会福祉法人も同様です。いま一度、社会福祉事業の担い手として、我々に社会が何を望んでいるのかを直視し、日々襟を正す姿勢が重要です。

景気回復を享受している大企業では賃上げ論議が活発ですが、福祉の担い手となる若い労働力の枯渇は、社会保障制度の根幹を揺るがす問題になってきています。利用者たる社会からも、担い手となる労働市場からも、共に魅力的だと評価される法人像を模索し、不断の改善と適切なアピールを行っていく事が大切です。当奉仕会は、施設が持つ機能を十分発揮し、地域福祉の推進に寄与し、社会福祉に対する期待に対応できるよう、具体的アクションプランとセールスプランを提示し、積極的に事業展開していきます。

1. 理念

「和進」「奉仕」「豊生」

人はそれぞれの人生の舞台に立っている。ひとりひとりが、その人なりの個性を発揮し、かけがえのない人生を謳歌する。そのような社会を実現するために「人間の生活の質」を基本とし、互いの自立と個性を尊重した人間関係の形成を積極的に築くことを理念とする。

2. 事業計画

1) 基本的福祉サービスの充実

定款に基づき、各施設、事業所の事業計画を適正かつ効率的に運営実施し、提供するサービスの向上に努めます。

2) 人材育成

各施設・各職種での専門能力向上を支援すると共に、法人として統括的な人材育

成も充実させていきます。法人を支える職員の能力向上を図り、福祉サービスの向上につなげます。研修制度・給与制度・人事考課制度などを含めた全体的な育成方法の見直しを図ります。

(1) 法人主催研修の充実

従来から実施している研修の継続実施、及びキャリアパスと連動した研修の整備を検討します。

- ・新人職員研修の継続実施
- ・新任管理職研修の継続実施
- ・中堅職員研修の整備
- ・幹部職員研修の整備

(2) 人事考課制度の見直し

実施経験を元に見直し、各施設・各職種に、より適した内容に改正し、人材育成の大きな柱としていきます。キャリアパス整備に伴い、制度の見直しを行います。

3) 財務

各施設、利用人数・稼働率により収益は変動しますが、定員枠以上の収益は上がりません。法人として人件費比率について精査し、職員確保・大規模修繕を見通した資金運用を図ります。また措置制度においては、社会保障費抑制の流れの中、大きな増収は見込めません。このような情勢の下、人件費や経費支出のあり方を見直し、無駄な支出を抑えることに努めます。また、新たな公益事業・収益事業による事業収入増を行います。

(1) 資産の管理

法人が考える中・長期的な事業展開に合わせ適切な資金保有を図り、計画的な資産管理を検討します。

(2) 法人負債の償還

借入金償還計画に基づき、随時、漏れなく償還します。

一方、償還は完了していますが、築28年が経過した和進館保育園、同じく22年が経過した和進館ふれあいセンター（平田保育園・平田豊生苑）は、今後ますます修繕費が必要となります。計画的な修繕費の積立が必要です。

4) 施設間の連携

各施設長及び本部事務職員で構成される「法人経営会議」を定期的で開催し、情報の共有、異なる視点での相互検証や、意見交換を積極的に進めます。

5) 地域関係との連携

地域行事への積極的な参加・協力、また要望に応じて施設設備の開放などを行い、地域との連携強化を図ります。和進館ふれあいセンターで平成28年度に開始した『ひらたカフェ』（名古屋市認知症カフェ・活動主体は地元のNPO法人）の活動を継続していきます。

6) 広報活動

法人の活動を広く周知頂く為、以下の広報活動を行います。

- ・広報誌「和進」を定期発行（年2回）します。
- ・ホームページの定期更新を行い、幅広い情報発信を行います。
- ・法人の基本情報（現況報告書・財務三表）をホームページで公表します。

7) 第三者評価事業について

自らの事業内容を見直す為、保育・児童養護・老人介護の各分野の専門機関を選定し、第三者評価事業の導入を図っていきます。児童養護については平成26年度より導入し、平成28年度も実施しました。引き続き他分野も検討を進めます。

8) 理事会の開催

平成28年度事業報告及び決算（5月下旬）、予算補正（11月下旬）、平成30年度事業計画及び予算の策定（平成30年3月下旬）の開催を予定しています。また必要に応じ随時開催し、適切な業務運営を図ります。

9) 評議員会の開催

社会福祉法人制度の改革に伴い、評議員会はその性格を大きく変え、従来の諮問機関から法人に対する牽制機関となります。定時評議員会を決算後（6月）に実施します。また、法人動向などを見極め、適宜必要に応じて開催していきます。

10) 監事監査

平成28年度の事業報告及び決算の監査（5月中旬）を予定しています。また、業務を適切に進める為、必要に応じて適宜実施します。

11) 新規事業

制度改革に対応し、従来の事業展開のみならず、地域が必要とする新規事業を模索します。

3. 中・長期計画

- 1) 各施設が策定する中・長期的な事業展開に、法人として適切な支援を行います。
- 2) 遊休資産、設備の活用・事業化を図り、事業の拡充につなげます。

なお、各施設の事業計画は以下の通りです。

平成29年度 事業計画

保育所 和進館保育園
地域子育て支援センター事業 「ちびっこひろば」
小規模保育事業 「えがお」
名古屋のびのび子育てサポート事業 守山支部

児童福祉の分野では、少子化対策、待機児童解消、児童虐待等の問題として国民的な関心が寄せられている中、人口減少や深刻な待機児童問題、子ども・子育てをめぐる教育・保育の質の維持・向上等への対応は急務であり、子育て支援の充実は待ったなしの状況である。

このような状況下において、政府では「一億総活躍社会」の実現に取り組んで、ロードマップとして「ニッポン一億総活躍プラン」が昨年策定された。同プランにおいても、希望出生率1.8の実現に向けた子育ての環境整備は特に重要な要素として位置付けられている。

子ども・子育て新制度では新しく「夢をつむぐ子育て支援」の実現をめざし、保育士の処遇改善を図り、子育て支援の充実に努めていくとしている。

名古屋市では、平成27年度から「子どもに関する総合的な計画」の策定に取り組み「子ども・子育て支援新制度」への対応、児童虐待の予防対策、在宅子育て家庭の支援に加え、貧困状態にある子ども・若者の支援を盛り込むなど「子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体が支えるまち“なごや”」を目指すとしている。

「子ども・子育て支援制度」がスタートして3年目を迎えることになるが、当保育園では従前通りの保育所型として運営を推進していく中で、社会環境の変化による子育ての悩み相談などの個別の問題にも、きめ細かく柔軟に対応できる体制強化を図る。多様で質の高い保育サービスを提供するために、外部講師によるケースカンファレンスや研修などに積極的に参加する。職員の専門性と資質の向上、保育環境の整備に努めるとともに豊かな子どもの育ちを実現し、地域の中で必要とされる保育園であると評価をいただくために、法人の「和進・奉仕・豊生」の理念に基づき、職員一丸となって保育事業を展開していく。

具体的活動計画は以下の通りである。

1. 保育の目標

子どもの人権や主体性を尊重し、最善の幸福のために保護者や、地域社会と力を合わせて家族援助を行う、その為に職員は愛情を持って接し、子どもの最善の利益のために

知識と技術の向上に努める。

1) 保育方針

保育を必要としている子ども達が、豊かな人間性（心情、意欲、態度など）を身につけるための基礎を育てる。

2) 保育目標

「心も体もたくましい子」

- ・おもいやりのある子
- ・人の話が聞ける子
- ・のびのび遊べる子
- ・しぜんにふれ感動する子

3) 留意点

明るい笑顔と挨拶、助け合う心、保育の向上を目指す研鑽を職員一同心掛ける。

2. 一般保育

・通常の開所時間	7 : 0 0	～	1 9 : 0 0	の12時間
・延長保育（早朝）	7 : 0 0	～	8 : 0 0	
・普通保育	9 : 0 0	～	1 5 : 3 0	
・延長保育（夕）	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0	

3. 保育特別事業

1) 一時保育事業

保護者の勤労形態（非定型）・出産・病気・入院（緊急）・リフレッシュ等により、一時的に保育が必要となる児童の受入れをする。利用希望者が多く、ニーズに応えるのが困難な状況となっている。

2) 延長保育事業

朝夕の時間を延長して保育ニーズに応える。

- ・延長保育時間
- | | | | |
|-----------|---|-----------|------|
| 7 : 0 0 | ～ | 8 : 0 0 | （早朝） |
| 1 8 : 0 0 | ～ | 1 9 : 0 0 | （夕） |

3) 産休・育休明け入所予約事業

出産後の保育所申込み制に加え、産休明け、育児休業明け入所の予約が可能になり保護者の職場復帰への安定を図る事業。限度枠6名のところ、既に6名に達している。この事業による看護師1名の採用が認められている。

4) 障がい児保育事業

心身に障がいを有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育(統合保育)することにより、障がい児の成長・発達の促進を図ると共に障がい児に対する理解を強めていく。

年々希望者が増えている。可能な限りニーズに応じていきたい。

・平成29年度予定 年長(2名) 年中(4名) 年少(2名)

4. 食育

平成17年7月に食育基本法が施行された。乳幼児が食に対する興味を持てるように、保育園における食体験や食物アレルギーにかかる栄養面に配慮したメニューの作成や、栄養管理等日常生活におけるアレルギーへの対応等、情報提供に努めていく。

園庭を利用し、野菜作り等を行い採取したものを調理し、食育の場を広げていく。

5. ボランティア活動の受け入れ

次世代職員の育成の一環として、大学生のボランティア活動を積極的に受け入れていく。将来、児童福祉施設(保育所)での子育て(仕事)を経験し、より質の高い職員を育成するためのインターンシップと位置付け、導入を図っていく。

6. 職員の質の向上

- ・知識・技術の向上のため、園内・園外研修へ積極的に参加する。
- ・各学年で目標を設定・達成できるよう努力する。
- ・人事考課の運用及び人事考課表の見直しを図り、求められる職員像を構築する。
- ・苦情・傷害報告・ヒヤリハット報告の統計分析をし、職員集団としての対応を振り返ることで、安心、安全な保育の充実を図る。

7. 保育行事

- ・入園式
- ・七夕会
- ・夏祭り
- ・秋の遠足（幼児）
- ・もちつき
- ・生活発表会
- ・保育参観（年2回）
- ・その他
 - ・体育指導 月4回（幼児）
 - ・絵画指導 月1～2回（幼児）
 - ・守山豊生苑との交流
 - ・乾布摩擦 4～6月及び9月～3月の毎日（幼児）
- ・春の親子遠足（幼児）
- ・お泊まり保育（年長）
- ・運動会
- ・秋祭り
- ・クリスマス会
- ・ひな祭り会
- ・卒園式
- ・弁当の日 幼児：年3回、乳児：年2回

8. 園児数

園児定員224名。

入所定員の弾力化により待機児童解消を図るため、現在8名の超過受け入れを実施している。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
9（6）	23	36	54	53	51	232

※（ ）は予約入所・・・ 6月1名、7月3名、8月1名、11月1名 計6名

9. 職員数

施設長	保育士	看護師	調理員	パート	嘱託医	計
1	28	1	3	27	1	61

10. 施設整備

平成元年に全面改築されたが、28年が経過し、大小改修工事が必要になってきている。職員で手分けし、修繕に取り組み、園児たちに安全な環境を提供できるよう務めていく。

地域子育て支援センター事業 「ちびっこひろば」

名古屋市より指定を受け、平成17年6月1日から事業を開始している。主に0歳から3歳までの子どもと保護者が、いつでも気軽に集うことのできる場を提供し、情報提供、講習の実施などの子育て支援に関する事業を実施する。この事業は、大変好評で毎回15組前後の利用者がある。なお、この事業は、平成27年度4月1日から第二種事業として認可された。

1. 相談事業

子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談・支援の実施。

2. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取り組み等の地域支援活動の実施。

具体的には、毎週土曜日(午後1時～3時)に、ちびっこ広場と園庭開放の実施(次頁参照)。また、平日の月曜・水曜・木曜・金曜の4日間、午前11時～午前12時に園庭開放。午前10時～午後4時まで、図書室の開放を実施。

3. 子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供。

4. 子育て及び子育て支援に関する講習会などの実施。

子育て親子や、子育て支援に関する活動をすることを希望する親子を対象として、毎月1～2回子育て及び子育て支援に関する講習(子育てサロン)等の実施。

5. 地域支援活動の実施

他の子育て支援関係機関等と連携を図りながら、地域全体で子育て環境の向上を図る活動の実施。

6. 平成29年度 土曜日の予定

4月	1日	お休み	入園式のため	
	8日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	15日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	22日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	29日	お休み	昭和の日	
5月	6日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	13日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	20日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	27日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
6月	3日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	10日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	17日	七夕飾り製作	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	24日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
7月	1日	夏祭り	園庭にて	午後4時～6時
	8日	楽しい集い	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
	15日	読み聞かせ	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
	22日	お休み	お泊り保育のため	午後1時～3時
	29日	誕生会	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
8月	5日	楽しい集い	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
	12日	お盆休み		
	19日	読み聞かせ	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
	26日	誕生会	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
9月	2日	楽しい集い	水遊び・遊戯室開放	午後1時～3時
	9日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	16日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	23日	お休み	秋分の日	
	30日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
10月	7日	運動会	園庭にて	午前9時～12時
	14日	運動会ごっこ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	21日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	28日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時

6. 平成28年度 土曜日の予定（続き）

11月	4日	秋祭り	園庭にて	午前10時 ～午後2時
	11日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	18日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	25日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
12月	2日	クリスマス製作	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	9日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	16日	クリスマス会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	23日	お休み	天皇誕生日	午後1時～3時
	30日	年末休み		
1月	6日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	13日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	20日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	27日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
2月	3日	お休み	生活発表会のため	
	10日	楽しい集い	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	17日	ひな飾り製作	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	24日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
3月	3日	ひな祭り会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	10日	読み聞かせ	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	17日	誕生会	園庭・遊戯室開放	午後1時～3時
	24日	お休み	卒園式のため	
	31日	お休み	新学期準備のため	

小規模保育事業 “えがお”

待機児童解消の為、児童を保育する場所を増やすことを目的に、家庭的保育事業として名古屋市から委託を受けて、平成22年10月より、保育園近くの賃貸のアパートを借り小規模保育所「えがお」を開所する。0歳～2歳の子ども（定員10名）を常勤職員2名、非常勤職員3名で保育する小規模な保育室である。

今年度は既に10名の入所人数から出発となる。少人数でゆったり関わることの利点や縦割り保育の利点も生かし、又、本園での集団保育も行いながら一人ひとりの成長に合わせた保育を行っていく。なお、この事業は平成27年4月1日から第二種事業として認可された。

1. 開設時間

平日	7：30～18：30
土曜日	7：30～18：00

2. 児童の受け入れ

民生子ども課に入所申し込みを行い、保育所入所と同様の選考を行い決定する。

- ・ 承諾期間 最長1年（入所した年度の3月31日迄）
- ・ 3歳未満児は継続が可能
- ・ 3歳以上児については保育所入所ができなかった場合に保育室での保育を継続することも可能

3. 給食等

和進館保育園で調理したものを移送する。

名古屋のびのび子育てサポート事業 守山支部

地域の中で子育ての手助けをして欲しい方(依頼会員)と、子育てのお手伝いをしたい方(提供会員)から成る、会員同士で一時的に子育ての援助をする事業。より身近な場所に拠点(支部)を設置することで利用者の利便性を図るとともに、依頼への対応、活動時の支援等の充実を図る。開設以来利用者も増加している。様々な依頼に対応できるよう、提供・両方会員を増やすために講習会を開催している。また、会員を対象にフォローアップ講習会、交流会を企画し、たくさんの方に参加して頂き好評である。地域や周りの人との交流が希薄になっているだけに、この事業を通じて援助を受けた方が、今後、「助けてもらった分、自分も困っている方を助けてあげたい。」と思う気持ちを持って利用頂けることを願い、運営していきたい。

なお、この事業は平成27年4月1日から第二種事業として認可された。

1. 開設時間

月～金曜日	9:00～19:00
土曜日	9:00～15:00

2. 援助対象

名古屋市在住、在勤又は在学の会員の生後57日目～小学6年生までの子ども

3. 支部事務局体制

支部長	設置保育所の所長
専任アドバイザー	アドバイザー1名 補助アドバイザー2名
	育児に関する専門的知識と豊かな経験を有する者

4. 業務内容

- ・会員の募集、登録、管理
- ・相互援助活動の調整、活動件数の入力及び活動状況の把握
- ・提供・両方会員募集⇒交流会。提供・両方会員対象⇒フォローアップ講習会の開催
- ・地域での広報に関する業務
- ・本部及び関係機関との連絡調整・情報交換
- ・会報誌の作成

- ・統計資料の作成
- ・会員からの相談、トラブルに対する助言
- ・全国交流会への参加

5. 年間予定

- ・講習会 (7月)
- ・フォローアップ講習 (11月)
- ・交流会 (2月)

以 上

平成29年度 事業計画

和進館児童ホーム

平成28年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、「子どもの権利」「健やかな教育を受ける権利」が法律上定義された。こうした中、児童養護施設については、小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、「ケア単位の小規模化」「本体施設の小規模化、高機能化」「施設におけるファミリーホームの設置、里親の支援」を進めることとしている。

近々のとりまとめでは、平成41年度を目標に、社会的養護を必要とする子どもの生活基盤を児童養護本体施設に3分の1、地域小規模児童養護施設に3分の1、里親・ファミリーホームに3分の1で担うとする具体的な数値目標も掲げられた。一方では児童養護施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進めるには、社会的養護に安定した恒久財源を確保し、抜本的な職員配置基準の改善や人材確保、育成を図らなければならないという問題点もある。平成41年度までの推進期間中に、具体的な検討局面を迎える「子ども・子育て新システム」に対して、児童養護施設からの意見表明を、積極的に行政に働きかける必要がある。

また、近年の「子どもと家族」を取り巻く環境はマスコミ等でも大きく取り上げられているように、虐待事案の増加や貧困問題等、子どもの生命や人権を脅かす重大な問題として年々深刻になっている。このような中で、児童養護施設に入所する児童が抱える背景も複雑多様化しているが、不適切な環境に置かれている子ども達を受け入れ、心身の健全な発達を保障していく役割を担い、家庭的（小規模グループケア）な雰囲気の中で、職員との関係性を重視したきめ細かなケアの実践に努めたい。

児童養護施設には入所児童や家族に対する支援はもとより、地域の子育て相談対応等、寄せられる期待が大きくなっている。我々職員は法人理念である『和進奉仕豊生』の基、児童の権利擁護の強化や職員研修を推進し、専門性を発揮して子ども達が安定した生活を送り、健やかに成長できるよう一丸となって児童福祉の向上に寄与していく。

具体的活動計画は以下の通り。

1. 運営方針

1) 基本方針

子どもが家庭的な雰囲気の中で生活し、自然に親しむ経験や社会体験を重ね、小さな事柄を自分で選択・決定していくことで自立心を養う。経験の中で子ども相互の協調性や思いやりを育み、子どもの抱える問題に寄り添っていく。

(1) 施設観

施設は愛情に満ちた人間関係の中で一人一人が大切にされていることを実感でき、安心して生活できる場所である。子どもの発達が保障される支援が得られ、自立へと向かう場所である。また、子ども家庭支援の場としても機能しなければならない。

(2) 子ども観

子どもはかけがいのない生命を持ってこの世に生まれ、未熟でありながらも多くの可能性を持ち、力強く生きていく力を持っている。単に保護される存在としてではなく、子ども自身が一人の人間として主体的に生きる権利を保障され、尊重されることによって自立へと向かうのである。

(3) 職員像

職員は子どもと共に生き、共に歩み、共に育ちあっていくことを基本姿勢とする。生命と人生に関わる重きを自覚し、権利を守る主体としての責任と文化価値を伝達していく使命を持つ。子どもを尊重し、共感する。

また、職員として自分自身を理解し、受け入れ、自己実現を目指す。その中で子どものニーズを深く理解し、専門的な知識・技術を身に付け、共通基盤の確立を図り、支援の改善と向上を目指すものとする。

2. 平成29年度 児童数 < 定員45名 > (平成29年4月1日見込み)

	幼児				小学生						中学生			高校生			その他	合計
	3 未	年 少	年 中	年 長	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3		
男		1	2	3		1	1		2	5	1	1	1	3				21
女	1				1	1	2	3				2	2	2	2	1		17
計	1	1	2	3	1	2	3	3	2	5	1	3	3	5	2	1		38

3. 平成29年度 職員構成 < 32名 >

	施設長	事務長	児童 指導員	保育士	栄養士	調理員	心理 療法士	家庭支援 専門相談員	合 計
常勤	1	1	10	12	1	3	1	1	30
非常勤				1		1			2

4. 活動計画

1) 自立支援サービスプログラムの実施

小規模グループケアを5ユニット実施し、各ユニットに玄関、台所、浴室、トイレを整備する。年齢を考慮しながら男女別横割りのユニット構成としている。ユニットでは個室を提供し、より家庭的できめ細かなケアを実現する。

(1) インケアにおける自立支援活動

① 幼児の養育

健全な愛着関係が人間関係の基本と考え、担当制をとる。職員が担当する子どもの受け止めをしっかりと行い、健全発達を保障する。

② 「公文式学習」の継続

施設入所に至った子どもは、基本的な学習習慣が身につけていない場合があり、能力があっても学力の低い子どもが多い。低学年を中心に公文学習に取り組むことで基礎学力を養い、将来の進路選択拡大に向けられるように実施していく。

③ 中高生の学習支援

名古屋大学の学習サポーターの協力を要請。中学生においては、必要に応じて塾の利用をすすめていく。子どもたち個々の学習レベルを把握した具体的な学習支援の展開や、早い時期からの進路支援をしていく中で目標を持ち、高校・大学等の進学へと意欲的に取り組むことを目指す。

④ 社会体験、家庭生活体験、国際交流

「自立支援プログラムの実践」、「編み物教室」「ダンス教室」の実施、守山豊生苑の住人さんとの交流の機会を増やし、行事・介護教室への参加をふまえ、社会体験・家庭生活体験の積み重ねとする。また、ACCJ(在日米国商工会議所)やNIS(名古屋国際学園)とのふれあい交流を継続し、国際感覚を養う。

小規模グループケアを実施する中で「食育」を促進し、各ユニットにおいてケアワーカーが食事作りを行う。生活の中で食事を作る姿を見せたり、ときには一緒に食事を作ったり、洗いものをしたり、子ども自らキッチンに立って調理をすることにより、生活の中で「食育」を実践する。また、時には外食の機会を作り、食に対し関心や自立してからも「食」に対して興味を持ち、食事を自分で作れるような支援を実施する。

⑤ 施設機能強化推進事業

社会復帰等自立促進事業として、施設入所児童等社会（家庭）復帰促進事業では「和進ふれあいフェスティバル」を実施する。心身機能低下防止事業では「サマーキャンプ」、処遇困難事例研究事業では「CAPプログラム」「施設内研修」を実施する。

また、総合防災対策強化事業では、避難・救助に必要な物品を充実させる。施設入所児童家庭生活体験事業では「里親ボランティア交流会」として委託家庭を

ホームに招いて情報交換や交流を図る。

⑥施設内心理療法の充実

被虐待児の入所が増加している現状を鑑みて、心理療法担当職員が自立支援計画に基づき、担当職員と連携をとりながら虐待によって深い傷を負った子どもたちの心をケアする。また各種会議においても心理的所見を手がかりに支援方法を理解・充実させていく。

⑦家庭支援専門相談の充実

アドミッションケア（施設入所する際必要な援助）を実施すると共に、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもたちを直接ケアする職員などと連携してアセスメントを図る。家族調整の強化と家庭復帰、家族再統合を目指すと共に、アフターケアを実施する。

(2) リービングケアにおける自立支援活動

子どもに対する自立支援活動は、就労への取り組み姿勢、職場での対人関係、余暇の活用、金銭管理、健康管理を実施する。

①高校生のアルバイト促進

職場での体験学習として社会的自立が円滑となるように、また自立退所に向けた貯蓄を目的として実施する。

②社会資源の活用

学校との連携した支援に加え、「サポートいずみ」を利用することにより、早期の職業意識形成や自立に向けた知識を身につける。障がいを持つ子どもには、「障害者基幹相談支援センター」を窓口としてサポートできる体制を構築する。また、卒園生から話を聞く機会を設けることで自立への自覚とつなげる。

③措置延長の活用

社会自立に向けて不安を感じる子どもや諸事情により自立が困難な子どもに対して、施設の状況を考慮した上で措置延長を実施する。最長20歳まで継続した支援をすることで自立に向けた意識を高め、社会性を身につける期間とし、より安定した社会自立へ向かえるようにする。

(3) アフターケアにおける自立支援活動

自立退所後の生活では、子どもたちは大きな不安と様々な悩みを抱えて社会生活を送っている。定職を持って働いている子どもであっても、社会性を伴っていない子どもに対し、社会的自立のための支援を実施する。また自立した子どもにおいても実家的機能として様々な相談に乗る。

2) 子どもの権利擁護への取り組み

様々な家庭環境で生活してきた子どもは、家庭内で権利を守られる経験が乏しかったと推測される。子ども一人一人を尊重し、大切にされる経験を積むことが自己肯定感につながるものと考え、権利擁護に向けた取り組みを実践する。

月1回の児童会や年2回の個別聴き取りを実施し、子どもの要望や悩みを丁寧に聴き取る。その中で『権利』についても説明し、大人だけでなく子どもにも平等に権利あること、それは守られるべきものであることを伝える。そして日々の生活の中で、職員は子どもからの声を真摯に受け止める姿勢を示し、子ども一人一人が大切にされていると実感できる関係性を築く。

3) 子育て支援事業

(1) ショートステイの実施

入所する子どもの生活を優先としながら、可能な範囲でショートステイの受け入れを実施し、地域の方々から求められている子育て支援に貢献する。

(2) 児童家庭支援室の活用

ホームサポーターを対象に交流会や研修会を実施し、情報交換や交流に努める。また、地域住民の方々に会議の場として開放し、地域福祉に寄与する。

(3) ファミリールーム 『すずらん』（親子生活訓練室）の活用

家庭に近い雰囲気の中で、より多面的に面会や外泊体験を実施することができ、細かな支援をする。更には自宅外泊へとつなげていくことで家庭復帰、家族の再統合を目指す。

4) 地域交流スペースの活用

地域に開放し交流できる場とし、外部講師等による研修会や多数の訪問など多面的に活用する。また、併設しているユニット型地域密着型特別養護老人ホームのお年寄り（住人さん）と子ども達の触れ合いスペースとして有効活用する。

5) フィランソロフィー（企業の社会貢献活動）の受け入れ

例年各企業の協力を頂き、フットサル大会や野球観戦、サッカー観戦、雪遊びなどを実施。フィランソロフィーにより措置外サービスを多く実施することで、子ども達が様々な社会体験をすることのできる場を提供する。「楽しい思い出」を作ることによって心の安定を図り、夢を育くむことができるよう、他企業からの支援を積極的に受け入れる。

6) 次世代職員の育成

次世代職員の育成の一環として、社会福祉援助技術現場実習、保育士実習、教員

免許特例法による介護等体験の受け入れを積極的に行う。社会福祉援助技術現場実習は1～2名ずつを4週間5回、保育士実習は3～4名ずつを8～10日間で23回、教員免許特例法による介護等体験は5名ずつを5日間2回の受け入れを行う。

7) 各委員会の設置

「ルール検討委員会」では、施設内での生活ルールを整備して実践する中で、子どもたちに集団生活での秩序を教え、社会生活においてもルールは守るべきものであると学ぶ機会にする。「性教育委員会」では、施設における性教育のあり方を検証し、性についての正しい知識を学ぶ環境を整える。

8) 里親さんの開拓

将来里親希望される方を中心に施設での子育て（仕事）を経験し、より質の高い里親を育成するためインターンシップの導入を行う。

以 上

平成29年度 事業計画

保育所	平田保育園
地域子育て支援拠点事業	平田保育園
一時預かり事業	平田保育園

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、とくに保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきた。しかしながら、未だ待機児童問題は解消されておらず、現場の担い手である保育士の確保を大前提としたさらなる「量的拡充」と「質の向上」が望まれている。

「量的拡充」として、名古屋市でも国定義の保育所待機児童数は平成24年からの3年間で減ってきていたが、平成27年より増加に反転し、平成28年度は待機児童が上ってきた。その経過も踏まえ平成29年4月より平田学区でも新設園（準乳専60名定員の園）が開設される。

「質の向上」としては、平成28年12月に「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が出された。今回の改定の方向性として①3才未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭および地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上の5点があげられている。平田保育園として保育実践でどう具現化するかを職員間でしっかり話し合う一年としていきたい。

また法人の理念でもある「和進」を基本に毎年行っている和進館保育園との合同研修を、従来のものと形を変えて、より実践に近い充実したものとし、法人保育部職員として質の向上に努めたい。

地域に向けては、名古屋市の子ども・子育て支援事業計画に基づき、今年度より要件を充足することで、地域子育て支援センターから地域子育て支援拠点として事業を実施していく。また保護者のニーズに応える形として土曜日の保育時間を一時間延長し、平日と同じ開所時間12時間で保育を行っていくこととする。

近隣に新設園が開設されることをよい機会ととらえ、歴史ある保育園として今後も保育園として存続していく為に、今まで以上に質の向上に力を入れ、地域のニーズに答え、必要とされる保育園、選ばれる保育園を目指し日々研鑽していくことを再確認する一年としたい。

整備面では建物の老朽化に伴い、修繕工事が順番を待つような状況下にある。多額の修繕となる物もある為、平田豊生苑と打ち合わせをしながら計画的に進めていきたい。

1. 保育の目標

子どもの人権や主体性を尊重し、最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせて家族援助を行う。そのために職員は愛情を持って接し、子どもの処遇向上のため知識と技術の向上に努める。

1) 保育方針

保育を必要としている子ども達が、豊かな人間性（心情、意欲、態度など）を身につけるための基礎を育てる。

- ・子どもの人権を尊重しプライバシーを守る
- ・子どもの健康と安全を基本として情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮し活動できるようにすることで健全な心身の発達を図る。
- ・豊かな人間性を持った子どもを育てる
- ・保護者の相談や要望等には丁寧に説明して公的責任を果たす。

2) 保育目標

「心も体もたくましい子」

- ・おもいやりのある子
- ・人の話が聞ける子
- ・のびのび遊べる子
- ・しぜんにふれ感動する子
- ・みんなと仲良くあそべる子

2. 一般保育

・通常の開所時間	7 : 0 0	～	1 9 : 0 0	の 1 2 時間
・平田保育園コア時間	8 : 3 0	～	1 6 : 3 0	
・一斉保育	8 : 3 0	～	1 6 : 0 0	
・短時間	8 : 3 0	～	1 6 : 3 0	
・標準時間	7 : 0 0	～	1 8 : 0 0	
・延長保育	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0	

3. 保育特別事業

1) 引き続き実施する事業

(1) 延長保育事業

朝夕の時間を延長して保育ニーズに応える。

7:00 ~ 8:00 (早朝)
18:00 ~ 19:00 (夕)

利用者の増加に伴い、保育の内容、環境をより充実したものにしていく。

(2) 障がい児保育事業

軽度、中度に認定された子どもに対して補助金を受けている。毎年希望者が多く、可能な限り受け入れている。障がい児、健常児がお互いに学びあい、補い合っ
て、心豊かな人生を作っていく、健康な人格の基礎を育てる(統合保育の充実)。

・平成29年度予定人数

5歳児 4名、 4歳児 2名、 3歳児 1名、

(3) 世代間交流事業

地域との交流(夏祭り、ふれあい広場の継続)や、地域の行事に参加(コミセン祭り、運動会見学)する。地域の人との交流を図ることで、さらに地域に根ざす保育園となるように継続していく。園児祖父母、デイサービス利用者、平田豊生苑の住人さんを行事に招待して交流を図る。外部の福祉施設(グループホーム)へ出向き幼児組とお年寄りの方との交流を図る。

(4) 地域子育て支援拠点事業 (平成29年度より変更)

「きらきらルーム」主導で行う

①基本事業

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進(週5日かつ1日5時間以上)
- ・子育てに関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施(月1回以上)
- ・地域支援活動の実施

※ 職員2名は子育て支援研修の専門を修了した保育士を配置している

②従来の支援センター「きらきら」の形も並行して今年度は行う

名古屋市から認可を受け、育児不安による相談業務、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応などを通して、民間保育所における子育て支援事業を主導することにより、名古屋市全体で子育てを支援する基盤の形成を図る(平田保育園独自で行う事業)。

- ・毎週木曜日 10:00 ~ 11:30 平田保育園ホール
- ・各週土曜日 10:30 ~ 11:30 平田保育園園庭開放
- ・週6日 10:00 ~ 16:00 電話による育児相談

③西区子育て支援センターネットワーク作り事業「もこもこ」

(平成19年11月より参加)

緩やかな子育て支援のネットワークを構成し、関係機関がそれぞれの立場で協力できる範囲で相互に連携することにより、小規模な子育て支援ネットワークの

構築と、そのネットワークの円滑な運営を図ることを目的として行われている。西区役所、保健所、児童館、図書館、枇杷島スポーツセンター、社会福祉協議会、主任児童委員、地域子育て支援センター（あかつき保育園、平田保育園、上小田井第2保育園、藤の宮保育園）で組織している。

- ・毎週月曜日 10:00 ～ 11:30 山田支所
- ・毎週水曜日 10:00 ～ 11:30 枇杷島スポーツセンター
- ・毎週金曜日 10:00 ～ 11:30 西児童館
- ・年4回 午前中 平田学区、中小田井学区の
育児サークルへ子育て支援
の応援に行く。

(5) 一時預かり事業

支援の数や量を増やすだけでなく、一時預かり事業を利用することで親が自信を持って親の役割を果たしていけるよう、又わが子と向き合うきっかけとなることなど、支援の質を高めていくことを目的とする。

- ・保護者の傷病、出産、就労など緊急的・断続的に家庭での保育が困難な児童の受け入れをする。(緊急・非定型保育)
- ・新たな気持ちで育児に取り組むために、一時的に児童の受け入れをする。

(リフレッシュ保育)

※一時保育受け入れ枠は8名を限度に受け入れている。

(6) 産休・育休明け入所予約事業

保護者の産後休業明け又は育児休業明け時における児童の保育所入所を円滑に進め、保護者の就労支援を行う。

- ・限度枠6名・看護師1名採用

2) 複合施設としての保育

平田豊生苑の住人さん、デイサービスの利用者さんとの交流を通して「感謝の心」「思いやりの心」を育成するために日々の保育、行事等検討工夫する。豊生苑との連絡を密にしながら、開かれた施設として地域の拠点となるよう努力する。

- ・平成28年度より、デイサービスセンター平田豊生苑との交流に力を入れている。

4. 保育行事

- ・春の遠足
- ・お楽しみ会
- ・夏祭り (☆)
- ・運動会 (☆)
- ・たなばた (☆)
- ・夏山キャンプ
- ・敬老祝いの会 (☆)
- ・秋の遠足

- ・親子三代ふれあい広場（☆）
 - ・クリスマス会（☆）
 - ・節分（☆）
 - ・ひな祭り会
 - ・その他
 - ・身体検査（内科・外科・眼科・歯科）
 - ・絵画教室 月2回
 - ・運動あそび 月2回
 - ・誕生日会（毎月）
 - ・幼児組ジャガイモ掘り、さつまいも掘り
 - ・もちつき（☆）
 - ・雪山そり遊び
 - ・生活発表会
 - ・お別れ会
 - ・弁当の日（7月・8月を除く）
 - ・体操教室 月2回
 - ・保育参加・保育参観・懇談会
 - ・地域体育センター縦割保育
 - ・上小田井保育園との年長交流会
- ☆・・・地域の方・豊生苑の住人さんと一緒に行う行事

5. 園児数

園児定員150名に対し5名超過の155名でスタート (単位:名)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
12(1)	22	32	31☆1	30☆2	28☆4	155

()は産明け児 ☆は障がい児 いずれも内数

※ 入所予約事業 6名も0才児に含まれる

※ 一時保育利用児 6～8名 を含み163名となる

6. 職員数

(単位:名)

施設長	保育士	調理員	パート	嘱託医	計
1	21(1)	2	18	1	43

(1) は看護師 1名

7. 職員の質の向上

- ・知識、技術の向上のため、園内・園外研修へ積極的に参加する。
- ・各自、各学年で目標を設定し達成できるよう努力する。
- ・和進館保育園との合同研修会を定例化していく。

8. 地域への対応

- ・保護者送迎に伴う駐車場の混雑の緩和と近隣からの駐停車に伴う苦情対策として、園児の朝の受け入れを玄関で行うようにしている。
- ・保護者送迎時や保育園行事の際の近隣苦情に対する保護者の駐車場対策として、賃貸駐車場の契約を平成24年度から行っている。26年度より待機児童対策で、入所希望の枠を第5希望まで増やすことになった。そのことにより遠方より車で登降園してくる園児がいるため、平成26年度より賃貸駐車場の台数を増やして対応している。

以 上

平成29年度 事業計画

指定介護老人福祉施設 平田豊生苑
短期入所生活介護 平田豊生苑
デイサービスセンター 平田豊生苑
平田豊生苑 居宅介護支援事業所
平田豊生苑 厨房
平田豊生苑 ふれあい弁当

名古屋市シルバーハウジング生活援助員派遣事業にかかる受託業務

いかなる立場の者であろうとも、人として尊敬されるべきが人間社会です。しかしながら社会構造及び意識構造上の問題から、必ずしも尊厳を保たれている人ばかりではありません。

私たち平田豊生苑の職員は、『和進奉仕豊生』の法人理念のもと、そういう人々に対し、人間性を尊重し、日常生活と社会生活を営むに足りる場を創造すると共に、施設のもつ機能を地域社会に開放し、地域社会の福祉の拠点として、施設活用を積極的に行なっていきます。

1. 基本方針

- 1) 人間性を尊重した処遇を共に創造し、ひとりひとりの生活の質の向上、生活範囲の拡大等、生活の場の確立を図る。尊厳を守るため身体拘束は行わない。身体的プライバシーを守るため24時間体制で同性介助を実施する。
- 2) 施設内で生活を完結することなく、家族とのつながりはもとより、共に生きる地域住民のひとりとして、積極的に地域社会活動に参画していく機会を図る。
- 3) 地域福祉の拠点として施設の機能・サービスを提供すると共に、施設の開放等、地域社会、地域住民との積極的なかかわりの推進を図る。
- 4) 基本的人権を尊重した職員として知識を培い、自己研鑽に努め、資質向上を図り、常に創造性をもった職務の追及に努める。
- 5) 職員の処遇を明らかにし、常に労働条件の向上に努め、職務に専念できる職場環境整備に努める。

2. 指定介護老人福祉施設 平田豊生苑

超高齢化社会へと急速に進む中、社会保障の見直しが急務となり、介護に限らず現行制度の在り方が問われてきており、取り巻く環境は厳しくなっています。

現在の特養は原則、日常的に介助が必要な要介護3以上の中重度の方の生活空間として位置づけられています。重度化がすすむ中、介護の専門性をいかに発揮していくかが、施設には求められます。『日常生活を支えること』『豊かに生きること』その為には、基本的人権の尊重、認知症ケア、身体拘束禁止と虐待防止への取り組みを土台とした職員の質の向上が必須となります。

施設の入所対象者が明確化されていく一方、虐待事例や生活困窮者等、介護難民にならない為の受け皿としての機能も有しており、国が推進する地域ケアシステムの中で、施設は持ち得る機能を活用し可能な限りの在宅生活を支援する役割も担っています。

先を見据えた人材不足を解消していく為には、多様な働き方の提案、身体負荷を軽減する介護機器の導入や職場環境の改善が急務となりますが、医療対応や看取りケースの増加に伴い特に看護面の業務量が増加してきており、取り組まなければいけない課題は多くあります。

1) 職員配置（短期入所生活介護職員含む）

入所者定員…施設入所者84名、短期入所利用者16名、合計100名

区分	配置基準	職員数		
		常勤	非常勤	合計
施設長	1	1		1
医師（嘱託医）	1		1	1
生活相談員	1	1		1
介護支援専門員	1	1		1
介護職員	31	32	8.2（16）	40.2（48）
看護職員	3	2	2（4）	3（6）
機能訓練指導員	1	1	1（4）	2（5）
栄養士	1	1		1
調理員		4	4.2（9）	8.2（13）
事務員	1	4		4
その他			1.4（5）	1.4（5）
合計	41	47	16.8（39）	63.8（86）

職員数：常勤換算人数（ ）内：実人数 平成29年4月1日見込み数

- (1) 国基準（3：1）の職員配置（34名）を常勤職員で確保し、その上で住人さん・利用者の生活の質の向上のために非常勤職員の増員を図る。
 - ・フロア間、勤務間の応援体制をスムーズにできるようにする。限られた人数の中で遂行しなければいけない事、その中でもひと手間かけるべき事、大切にすべき事を共有する。
 - ・業務マニュアルの作成をすすめていく。
 - ・OJTを行う職員を育成する。
- (2) 看護職員待機業務の負担軽減、看護業務の見直しを図ると共に業務の定量化を進める。
 - ・看護職員1名を機能訓練、別の看護職員1名を看護責任者（正看のみできる。看護体制加算Ⅰと看取り加算の算定において定めなければならない。）の位置づけとする。
- (3) 近隣の方への支援ができるよう情報収集、体制作りをしていく。
 - ・ショートの緊急受け入れや施設見学などケアマネや相談員が中心に行うが、不在も考えられるので管理監督者は対応できるようにする。
 - ・近隣からの緊急の介助要望への対応として、必要に応じて施設備品を貸し出す。
 - ・福祉避難所に登録しているので、災害等による避難指示が発令された場合、避難希望者は『ひらつかの間』で対応する。自主避難の場合も同様に問い合わせがあれば受け入れる。
- (4) 住人さんの生活支援に支障が出ない範囲で労働条件の緩和を模索する。

2) ベッド稼働

- (1) 92%稼働を目標とする。
 - ・入所とショートを分けず100床での稼働を考える。
 - ・職員配置とのバランスが崩れないようにする。
- (2) 胃腸風邪やインフルエンザ等の感染症を蔓延させない取組みを継続する。
 - ・換気、加湿器の管理、温度管理を徹底する。何のために必要なのか目的も合わせて周知徹底する。
 - ・早めの受診をし、入院期間の短縮を図る。
 - ・体調管理の注意喚起を継続する。
- (3) 経管栄養や胃ろう、バルーンカテーテル等、医療行為が必要な方の対応を可能な限り行う。
 - ・ショートステイも含め医療的対応者が増加してきている。対応の限度がどこまでなのか、統一見解を持ちながら、個々のケースに合わせて対応していく。
 - ・ケースによっては実地調査を行う。

- (4) 入所指針に基づき緊急性に応じた入所をおこなう。
- ・制度改正により要介護3～5が対象となり、より重度の方の生活の場となる。
 - ・平成27年4月以降に入所後、要介護認定が3以下になった場合は原則退所となるが、状況を鑑みて、特例入所の手続きもしくは、ショートステイの利用で生活空間を極力、確保していく。
 - ・入所待機者が減少しており、既に入所者の取り合いが起き始めている。早目の案内をしていく事で次の入所者の確保をしていき、円滑な入所手続きができるようにする。
- (5) 入院等の空床期間を利用し、緊急での短期入所の受け入れを行う。
- (6) 口腔ケアを継続実施し入院リスクの軽減を図る。

3) 生活の質の向上

- (1) ケアプランのあり方を生活目標の設定だけでなく、日課を充実させ、住人さんひとりひとりの選択肢の幅の拡大を図る。
- ・平成27年度より行政によるケアプランチェックが実施される。対象者は市から通達がある。
- (2) 生活範囲の拡大の為、家族との話し合いを継続して行う。また、帰省の支援・サービスの情報提供をしていく。
- ・必要であれば、施設備品の貸し出しを行う。送迎サービスやベッドのレンタル業者など、居宅と連携して行う。
- (3) 外出の機会を増やし、生活範囲の拡大を図る。家族の参加も促す。
- (4) 終末期ケアについて、医師、家族等との密接な意思疎通を図る。
- (5) 住空間を見直し、住人さんの生活の場としての充実を図る。
- (6) 環境・衛生面の見直しを図る。
- (7) 機能訓練、栄養マネジメントを継続して行い、状態把握、機能向上・維持に努める。
- (8) 口腔ケア体制を継続実施していく。
- ・歯科衛生士による月2回の口腔ケアを継続実施する。
- (9) 備品購入や修理・修繕を速やかに行う。
- (10) オムツ・パットの使用の見直しは継続して行う。
- ・いかに失禁を少なくするかトイレ誘導のタイミングを再考する。

4) 職員の質の向上

- (1) 外部研修に積極的に参加をし、情報を共有する事で、住人さん・利用者の生活の質の向上に向けた介護技術、知識の習得を図る。
- ・外部研修参加者による具体的な研修報告または苑内研修の実施を行う。多くの

職員に機会を設けるようにする。

- ・認知症介護実践者研修へ参加する。

(2) 苑内研修を計画的に設け、自己研鑽につとめる。

- ・毎月1回実施する。研修資料は当月の職員会議にも配布する。
- ・外部講師による研修も検討する。
- ・研修内容を可能であれば収録し、参加できなかった職員にも情報共有を図れるようにする。

(3) 人事考課制度の見直しを図り、求められる職員像を構築する。

- ・勤務年数等でのキャリア分けを行う。
- ・勤務外作業になっている為、負担を減らす方法を模索する。
- ・制度の有り方、簡略化を検討する。制度とキャリアアップの整合性がとれるようにしていく。
- ・介護職員処遇改善加算要件を満たす制度を検討・実施する。

(4) 苦情・傷害報告、ヒヤリハット報告の統計を分析し、職員集団としての対応を振り返ることで、サービス向上につなげる。

- ・誤薬件数をゼロにする。配薬時・配膳時の食札・本人確認の重複チェックを徹底する。
- ・ユーザー評価を継続実施し、結果の共有と改善を図る

(5) 介護支援専門員・介護福祉士の取得に関する情報提供に努めると共に、実習の受け入れをするため制度改正に伴い定められた実習指導者研修に職員を派遣する。

(6) 介護保険法で定められた委員会や研修を定期的に行う。

- ・感染症予防委員会と研修（年2回）
- ・事故防止委員会と研修（年2回）
- ・看取り研修（年1回）
- ・口腔ケア研修（年1回）
- ・じょくそう予防委員会

4月：新人研修、NS研修（吸引方法も含む）

5月：オムツ研修

9月：口腔ケア研修

6月：感染症予防研修

10月：じょくそう研修

7月：事故防止研修

11月：感染症予防研修

8月：看取り研修

12月：事故防止研修

(7) 事務量の増加に対し効率化を検討すると共に時間外で行っている計画書作成等の業務の見直しを図る。

(8) 防災意識を高め、防災設備の取扱いの周知徹底をする。

- ・避難訓練と合わせて、消火設備機器の模擬訓練を実施する。
- ・電気設備点検の停電時に合わせて非常食を実際に使用する。

- ・福祉避難所の役割を周知する。
- (9) 介護職員の喀痰吸引研修の受講をすすめる。
 - ・有資格者の割合が少なくなり、確保が急務となってきた。自主的な受講にも限度があるため業務命令として受講をすすめる。

5) 係り会

- (1) 行事：年間行事の企画・運営、行事ごとに実行委員会を設置
- (2) 写真：写真の注文整理
- (3) 壁新聞・広報（ホームページ）：壁新聞の企画、展示、広報誌の発行、ホームページの更新
- (4) 思い出の会（おやつ）：会の企画運営
- (5) ハンドベル：サークルの企画運営
- (6) 創作活動：サークルの企画運営
- (7) 園芸：サークルの企画運営
- (8) 備品：備品の在庫管理、車イスの点検
- (9) 美化係：フロア内の整理整頓

6) 年間行事

- 7月：七夕
- 8月：平田学区盆踊り
- 9月：敬老会
- 10月：和進館ふれあいセンター1泊旅行
- 11月：ふれあい広場（第2土曜日予定）
- 12月：クリスマス・忘年会（第3日曜日）、もちつき（28日）
 - 1月：初詣
 - 2月：節分、国府宮裸祭り
 - 3月：卒園生を送る会

3. 短期入所生活介護 平田豊生苑

短期入所生活介護においては、緊急ニーズ対応のため、業者間のネットワーク体制の強化に努める。

1) ベッド稼働率

- (1) 100%稼働を目標とする。
 - ・空き情報を定期的に公表していく。
 - ・医療依存度の高い方の受入れを縮小する。
- (2) 緊急を要する場合は、即日対応する。
- (3) 利用状況を居宅介護支援事業所に報告する。
 - ・検討事項がある場合は、その都度連絡して対応していく。定期報告も検討する。

2) サービス向上

- (1) 個別処遇計画を作成し、担当ケアマネジャー、家族と情報交換を密に行う。
- (2) サービス担当者会議に積極的に参加していく。
- (3) 苦情への対応を迅速に行う。
- (4) 希望があれば随時施設見学を実施する。
 - ・デイ、配食、居宅の案内も合わせて行う。
- (5) 受診対応についての検討。
 - ・利用中の体調不良時における受診について、原則、緊急時以外はご家族に依頼しているが、家族対応が困難な場合は、施設対応をする。
 - ・緊急時は救急車対応する。
- (6) 送迎についての検討
 - ・以前は現場職員で対応していたが、送迎時間の調整が困難であった事と現場負担が大きかった為、現在は行っていない。

4. デイサービスセンター平田豊生苑

和進奉仕会の理念である『和進・奉仕・豊生』を念頭に、利用者の意思や人格を尊重し、個々の能力に応じたプログラムの提供と、居心地の良い環境づくりに努める。また、介護支援専門員（ケアマネ）や他のサービスとも連携を取り、利用者や家族の様々なニーズに柔軟に対応する。

1) 職員配置（利用者1日25名あたり）

区 分	配置基準	職 員 数		
		常勤	非常勤	合計
管理者	1	1.0 (1)		1.0 (1)
生活相談員	1	1.0 (1)		1.0 (1)
介護職員	3	2.0 (2)	3.2 (6)	5.2 (8)
看護職員	1	2.0 (2)		2.0 (2)
機能訓練指導員	1		0.3 (3)	0.3 (3)
合計	7	6.0 (6)	3.5 (9)	9.5 (15)

職員数は常勤換算人数 ()内は、実人数

平成29年4月1日見込み数

2) サービス向上について

- (1) 各利用者に合ったプログラムを設定し、楽しんで参加することができるレクリエーション活動を提供する。
- (2) 全職員が情報を共有し、日々のケアに取り入れ、確実に記録に残す。
- (3) 利用者が安心して過ごせるよう環境整備、衛生面の向上に努める。
- (4) 利用者の日々の健康状態を観察し、異常の早期発見に努める。
- (5) 苦情に対し、迅速に対応する。
- (6) ユーザー評価の結果を基に利用者、家族の問題点を把握し、居宅介護支援事業所と連携を取り改善努力する。また、その後の経過も確認する。
- (7) 担当者会議へ100%出席する。

3) 実績目標

- (1) 稼働率88%（22名）以上の実績を確保。
- (2) 実利用者50名以上の実績を確保。
- (3) 定期的に空き情報を公表すると共に居宅介護支援事業所へ訪問することにより、信頼関係を深め新規利用者の獲得を目指す。

4) 職員の資質向上について

- (1) プロ意識を持った言葉遣い、気持ちの良い挨拶を自ら実行し継続する。
- (2) 研修会や講習会、他事業所との連絡会に積極的に参加し、情報交換やアピールの場として活用する。
- (3) ヒヤリハット報告書を活用し、危機管理能力の向上を図る。
- (4) 全職員が経営・稼働状況の現状把握に努める。

5) その他

- (1) 定期的の特養や平田保育園と交流会を開催し、住人さんや園児、利用者に良質な刺激を提供する。
- (2) 他部署にて職員数が不足している場合、臨機応変に連絡調整し、対応・協力する。

6) 年間行事予定

	デイ行事		デイ行事
4月	お花見	5月	お茶会
6月	七夕飾り	7月	流しそうめん
8月	夏祭り	9月	運動会
10月	散歩に行こう	11月	文化祭
12月	クリスマス忘年会・年賀状	1月	初詣・新春かくし芸大会
2月	裸祭り・節分	3月	保育卒園児との集い

(1) 創作活動

内 容	活動日	内 容	活動日
アートクラブ (工作)	不定期	書道教室	不定期
絵画教室	不定期	麻雀愛好会	不定期
パン作り	不定期	おりがみクラブ	不定期
園芸クラブ	不定期	脳トレ	不定期

(2) その他

内 容	実 施	内 容	実 施
体重測定	偶数月	カレンダー作り	各月

5. 居宅介護支援事業所 平田豊生苑

介護支援専門員においては、中重度者や支援困難ケースの対応など、専門性の高い人材・質の高いケアマネジメントが求められている。地域社会での在宅生活を支えていくために、職員の専門性はもとより情報量が重要になる。個々の技量の問題だけでなく、情報収集に努め利用者の生活の質を高めることに努める。住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れるよう、利用者の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿ったサービスを提供できる様、信頼を高めていきたい。

1) 職員配置

	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1	0	1
介護支援専門員	0	1	1
合 計	1	1	2

平成29年4月1日見込み数

2) 計画

- ・利用者の自己決定・自己選択に努め、家族を含めた状況の把握を行う。
- ・介護保険サービスおよび保険外の社会資源の情報収集に努め、利用者や家族へ情報提供を行なう。
- ・地域ケア研修等に積極的に参加し、専門職としての知識を身につけ利用者の支援を行なう。
- ・主治医を含めた医療と介護の地域連携を図っていく。
- ・平成27年度より開始した「いきいき相談室」事業を通じて、また平成28年度より開始した「ひらたカフェ」に協力することで、地域の中で介護に関するよろず相談窓口となる。
- ・いきいき支援センターと協力し、地域の中で認知症サポーター養成講座を開催できるよう進める。
- ・顧客の獲得に注力し、いきいき支援センター及び他事業所との連携、平田豊生苑の他部署と顧客情報の共有を進める。
- ・ケアプラン担当数の目標を要介護50件+要支援10件とする。

6. 平田豊生苑 厨房

生きる上において食生活は基本的かつ重要な要素である。入所者やデイサービスご利用者、また配食サービスご利用者を通して、地域の方々の食を支え、食に対して興味を持っていただき、その関心に応えられるような厨房を目指す。

1) サービスの向上について

- (1) 喫食者の声を取り入れ、素材を活かし、美味しく食べていただけるよう努める。
- (2) 適時適温で配膳する。献立に合わせ積極的に季節に合わせたフロア調理、配膳を行い、温かいものを更に温かく食べて頂けるよう配慮していく。
- (3) ゆとりある食生活のため、住人さんと共に食事をし、下膳等を手伝いながら食に対する意見に耳を傾け、他職種との連携を図る。
- (4) 定期的な選択メニューの提供を行い、内容の充実及び調理、配膳の合理化を進める。
- (5) 調理手順や凝固剤を日々検討しながら2段階の「食べやすく、美味しい嚥下食」の提供ができるよう調理作業を確立していく。

2) 職員の資質向上について

- (1) 安心、安全な食の提供に強い信念を持ち、業務を遂行する。
- (2) 職員一人一人が業務に対する意欲を高め、能力、調理技術の向上を目指し、より良いものを提供できるよう努める。
- (3) 利用者の健康を考えながら、レシピを作成し、味の統一を図る。
- (4) 職員の知識及び技術の向上のために積極的に各研修会、展示会へ参加する。
- (5) HACCPの導入に向け、内部研修を行い意識の統一を図る。

3) 経費面について

- (1) 平成28年度の給食材料費から1食あたり0.3%の減少で通常の食事の質は落とすことなく、充実したサービスの提供につなげる。

7. 平田豊生苑 ふれあい弁当

地域の方々の食生活を支えていくことは、配食サービスにとって最も重要な使命である。地域密着型としての配食サービス食数の維持、及び他の在宅サービスへの円滑な移行も含め、地域の方々の生活の質の向上を「食」を通して考えていけるよう、更なるサービスの向上、展開に努める。

- 1) 地域に密着した配食サービスを展開する（目標1日20食）。
- 2) 利用者の食事に対する個々の要望・意見に耳を傾け、配食時間・食事形態など、可能な限りきめの細かい対応をする。
- 3) 配食サービスの利用者の生活での要望・意見を聞き、必要であれば、家族や居宅介護支援事業所と連携をとり、快適な在宅生活を送ることができるよう支援する。
- 4) 施設ホームページの配食サービスに関するページを、随時新しい情報に更新していく。

8. 名古屋市シルバーハウジング生活援助員派遣事業にかかる受託業務

当事業は、国のシルバーハウジング・プロジェクトの実施に基づく名古屋市のシルバーハウジング（平田シルバー住宅）に生活援助員を派遣し、入居されている方々が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営む事ができるよう、その在宅生活を支援することを目的として、平成28年11月より受託、業務を開始した。平成29年度も引き続き受託する。

生活援助員（LSA＝ライフ・サービス・アドバイザー）が概ね週5日、各戸を訪問し、安否確認を行い、各種相談に応じた上、必要に応じて専門機関への橋渡しを行う。

担当は、平田豊生苑・特養の介護パート職員が兼務する。介護現場で培った経験を活かし、在宅生活の支えとなる。

以 上

平成29年度 事業計画

地域密着型介護福祉施設入所者生活介護 守山豊生苑
空床型短期入所生活介護 守山豊生苑

特別養護老人ホーム守山豊生苑は、法人の理念である「和進・奉仕・豊生」に基づき、いかなる立場の方であろうとも人として尊敬し、その方に合った生活を提供していきます。

1. 基本方針

- 1) 人間性を尊重した処遇を共に創造し、ひとりひとりの生活の質の向上、生活範囲の拡大など、生活の場の確立を図る。
- 2) 施設内で生活を完結することなく、家族とのつながりはもとより、共に生きる地域住民のひとりとして、積極的に地域社会活動に参画していく機会を図る。
- 3) 地域福祉の拠点として施設の機能・サービスを提供すると共に、施設の開放など、地域社会・地域住民との積極的なかかわりの推進を図る。
- 4) 基本的人権を尊重した職員として知識を培い、自己研鑽に努め、資質向上を図り、常に創造性をもった職務の追及に努める。
- 5) 職員の処遇を明らかにし、常に労働条件の向上に努め、職務に専念できる職場環境整備に努める。

2. 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護 守山豊生苑

平成28年度は男性の入所申込者が一人もない期間があり、一時的に男性のユニットに女性の方が入所されました。女性の申込者も少ない状況があり、円滑な入所ができずに空床期間が増える結果となりました。定期的に入所待機者の現状確認を行い、医療機関や居宅介護支援事業所等と連携し、円滑な入所を進めていくことで、空床期間の短縮に努めていきます。97%のベッド稼働率を目標とし、安定した施設運営や、職員体制の充実を図り、住人さんの生活の質の向上と、手厚い介護へつなげていきます。当施

設は在宅サービスの併設がなく、守山豊生苑を知らない方も多くおられる為、当施設を知っていただく取組みも併せて行っています。

「平成28年度名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価」の結果において、サービス別設問の平均点数だけをみると良い評価を頂きましたが、全ての設問で「できていない」と評価する方がおられました。平成29年度は「できていない」という評価0を目標に再度職員への教育を徹底し、自主点検と相互点検を通して、住人さんのサービスや生活向上を図っていきます。職員のキャリアアップの為に資格取得支援を積極的に行い、職員の意欲、能力の向上を図り、人材育成につなげていきます。

住人さん及びご家族が希望された時は、痛みや苦痛の軽減に努め、穏やかな日々を過ごして頂けるように看取り介護を実施していきます。自分たちの介助について検証することにより、更に介護やサービスの向上に繋げていきます。

設備や備品の老朽化等により修理や交換等が必要になってきており、商品の選定や業者との交渉により、経費の拡大を抑えていきます。

児童養護施設の子ども達、守山豊生苑の住人さんとの交流を通して、ご家族や職員を含めた三世交代ができるよう和進館児童ホームとの連携を深めていきます。

また、社会福祉法人による地域貢献活動として、地域や団体からの要請に協力していくよう努めていきます。

平成30年に制度改正と介護報酬改定が実施されますが、ここ数回の改定の動向を考えると厳しい報酬改定が予想されます。安定した施設運営を継続できるように加算算定の要件を満たす職員体制の確保と体制とマニュアル、指針の整備を行っていきます。

1) 職員配置

- (1) 常勤職員及び非常勤職員の協力のもと、住人さんの生活の質の向上を図ります。
- (2) 現在算定している加算を維持できるように職員の体制維持を図り、安定した施設運営を行っていきます。
- (3) 介助方法の見直しや福祉用具・機器の導入により、職員の腰痛予防と負担の軽減を図ります。
- (4) 法人本部と連携し、高校、大学、専門学校への訪問や求人票の提出を行っていきます。広告媒体や情報誌等の様々な活用により、職員の人材確保に努めていきます。

入所者定員…施設入所者 29名

区分	配置基準	職員数		
		常勤	非常勤	合計
施設長	1	1		1
医師（嘱託医）	1		1	1
介護支援専門員	1	1		1
生活相談員	1	[介護支援 専門員兼務]		[介護支援 専門員兼務]
介護職員	10	11	4.2(8)	15.2(19)
看護職員	1	2	0.3(3)	2.3(5)
機能訓練指導員	1		[看護職員兼務]	[看護職員兼務]
栄養士	1	1		1
調理員			2(3)	2(3)
事務員				
その他				
合計	17	16	7.5(15)	23.5(31)

※兼務者は人数を計上しない ()内は実人数

平成29年4月1日見込み数

2) ベッド稼働

- (1) 感染症予防を徹底し、入院者を極力出さないように努めていきます。
- (2) 経管栄養や胃ろう、バルーンカテーテル等、医療行為が必要な方の入所受入れを可能な限り行っていきます。
- (3) 入所指針に基づき緊急性に応じた入所をおこなっていきます。
- (4) 居宅介護支援事業所や地域の方々を対象とした施設説明会を定期的で開催し、多くの方に守山豊生苑を知って頂きます。
- (5) 守山豊生苑の活動を知って頂く為、定期的にホームページの更新を行っていきます。
- (6) ベッドの空床期間が長期になる場合は、ショートステイベッドとして居室を有効的に活用していきます。

3) 生活の質の向上

- (1) 住人さんひとりひとりの生きがいや意向に基づいたポジティブプランを作成し、個別処遇計画に入れていきます。また、ご家族の支援を含めたプランを作成していきます。
- (2) 外出の機会を提供できるように、計画的に外出援助を行っていきます。また、守

山豊生苑住人さん、ご家族、職員で旅行を企画します。

- (3) 終末期ケアの体制の確立。医師、職員、家族との密接な意思疎通を図り、ひとりひとりのニーズに沿った援助を行っていきます。また、ケア終了後には検討を行い、次のケアにつなげていきます。
- (4) 住人さんの状況に合わせ、住空間の見直しを行うと共に耐震にも配慮していきます。
- (5) 備品購入や修理・修繕を速やかに行っていきます。
- (6) 清掃を充実させ環境・衛生の強化を図ります。
- (7) 福祉用具の活用を行い、住人さんにとって安全で安楽な介護を提供していきます。
- (8) レクリエーションを手伝ってくださるボランティア、一芸を披露して下さるボランティアを広く募集し、住人さんの趣味などの余暇活動の充実を図ります。
- (9) 業務マニュアルを整備し、統一したサービスの提供とサービス向上に努めていきます。
- (10) 和進館児童ホームの子どもたちとの行事の計画、子どもたちを対象とした介護教室の開催、住人さんと子どもたちの交流の機会を増やしていきます。
- (11) 内視鏡検査による嚥下状態の確認を行うことで、嚥下困難な方が経口からの食事摂取が可能となるように援助をしていきます。

4) 職員の質の向上

- (1) 外部研修に積極的に参加をし、報告会を開催することで、全職員で情報を共有し、住人さんの生活の質の向上に向けた介護技術、知識の習得を図ります。
- (2) 医療と看護によるケア連携協働にむけて、苑内研修を定期的に行っていきます。
- (3) 人事考課の運用及び人事考課表の見直しを図り、求められる職員像を構築します。
- (4) 苦情、傷害報告、ヒヤリハット報告の統計の分析をし、職員集団としての対応を振り返ることで、サービス向上につなげていきます。
- (5) 平田豊生苑との情報交換や交流を通じて、知識や介護技術の向上を図ります。
- (6) 介護福祉士と介護支援専門員の資格取得、喀痰吸引等研修（第2号：不特定多数の者対象）の受講を推進し、必要な費用や勤務面等でのサポートを実施していきます。

5) 経費削減

- (1) 新たな備品購入の際には、多機能ではなく実用性を重視して選びます。また、価格の比較を行い、経費削減を図ります。
- (2) 備品の点検と清掃をこまめに行い、長く使用できるように努めていきます。
- (3) 各種助成金制度を活用していきます。

6) 係り会

- (1) 記録係
- (2) 発注係
- (3) ボランティア係
- (4) 壁新聞係
- (5) ホームページ係
- (6) リネン係
- (7) 環境係
- (8) 広報係

必要に応じて、上記以外の係り会の設定を検討していきます。

7) 年間行事

- 5月 日帰り旅行
- 8月 盆踊り
- 10月 一泊旅行
- 11月 フェスティバル
- 12月 クリスマス忘年会、もちつき

その他の行事については、住人さん・家族の希望に応じその都度設定を検討していきます。

3. 空床型短期入所生活介護 守山豊生苑

既存の特養の施設と設備、備品を利用し、入院や退所後に空いているベッドを利用して、空床型短期入所生活介護事業を運営することで、安定した施設運営を確保します。

1) ベッド稼働率

- (1) 入院や退所後の空床期間の短縮で0.5%稼働を目標とします。

ショートステイ利用を希望する方々が円滑に利用できるよう、居宅介護支援事業者やいきいき支援センターへの情報提供や連絡を密に行います。

- (2) 施設入所申込者の方々からのサービス希望がある時は、利用案内ができるよう体制を整えます。
- (3) 入所者が不在の為、ベッドの空床期間が長期となる場合は、ショートステイベッドとして居室を有効的に活用していきます。
- (4) 緊急な利用依頼にも迅速に対応し、地域との協同と貢献を目指します。

2) サービス向上について

- (1) ご家族や居宅介護支援事業所との連絡を密にして情報収集を行い、個別処遇計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。
- (2) 利用希望者の施設見学等の希望がある時は、随時対応をしていきます。

以 上

平成29年度 収益事業 事業計画

社会福祉法人 和進奉仕会

1. 駐車場事業

当事業は、名古屋市東区筒井三丁目の和進奉仕会所有地を露天駐車場として活用し、その収益を社会福祉事業に供するものであり、平成10年4月1日に事業を開始しました。名称は「城番町パーキング」といいます。運営管理は英友システム株式会社に委託しています。

輸出産業を中心に景気が回復し、賃上げ要求も高まるものの、それら恩恵は大企業止まりであり、中小企業や社会福祉事業には影響は限定的となっています。むしろ諸外国の政治情勢の激変の影響が、大企業にも予測不可能な状態となり、その不安感が消費動向にも影響を与えており、その事業見通しは、決して予断を許さない状況です。また当法人にとって大きな割合を占める老人介護分野において、大幅な保険料切り下げが実施され、収支見通しは厳しさを増しています。

このような状況の下、当駐車場は1台当たりの駐車料金を減額し入車募集に努力した事で、ある程度の入車率を確保出来ました。平成28年度の年平均で90.6%の稼働率であります。この状態を維持すべく、平成29年度も運営管理者の英友システム株式会社と共に収益の向上に努力致します。

以 上